

## 愛知県公立大学法人の各事業年度の業務実績評価実施要領

## 1 趣旨

愛知県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う愛知県公立大学法人（以下「法人」という。）の各事業年度の業務実績に関する評価（以下「年度評価」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

## 2 評価方針

年度評価は、次に掲げる方針により行う。

- (1) 大学の教育研究の特性や大学運営の自主性・自律性に配慮しつつ、大学改革の推進に向けた継続的な質的向上に資する。
- (2) 中期計画に定めた項目ごとの各年度における具体的な実施状況について調査・分析し、進捗状況等の達成度を踏まえた業務全体を評価することにより、業務運営の改善、充実に資する。
- (3) 評価の過程を通じて、法人の業務達成に向けての取組、進捗状況を明確にすることにより、県民への説明責任を果たす。
- (4) 評価に関する作業が法人の過重な負担とならないように配慮する。

## 3 評価方法

年度評価は、各年度における中期計画の各項目の進捗状況を確認する「項目別評価」と、その結果等を踏まえつつ、中期計画の進捗状況全体について総合的に評価する「全体評価」により行う。

年度評価の実施に当たっては、法人が、中期計画の項目ごとに各年度における業務実績を記入し、その進捗状況について、法人自らが評価した業務実績報告書（以下「報告書」という。）を作成し、評価委員会に提出する。

評価委員会は、報告書に基づき法人からヒアリングを行い、調査・分析し、評価する。

## ① 項目別評価

評価委員会は、年度計画に定める各項目の達成状況を確認することにより、当該年度における中期計画の進捗状況を確認し、以下のア～ウにより評価する。

なお、「教育研究等の質の向上に関する目標」に関する項目は、教育研究の特性に配慮するため、認証評価機関の評価結果を踏まえて評価する。

したがって、年度評価においては、専門的な観点からの評価は実施せず、法人は、中期計画の項目ごとに事業の外形的・客観的な進捗状況を記述式により記載し、評価委員会は、その確認を行うこととする。

#### ア 法人による自己点検・自己評価

法人は、報告書において中期計画の小項目ごとにⅠ～Ⅳランクの4段階で評価し、計画の実施状況及び判断理由を記載する。

また、大項目ごとの特記事項に、法人として特色ある取組や大学運営を円滑に進めるための工夫などアピールできる事項等を記載する。

ランク	評 価 基 準
Ⅳ	年度計画を上回って実施している。
Ⅲ	年度計画を十分に実施している
Ⅱ	年度計画を十分には実施していない。
Ⅰ	年度計画を実施していない。

#### イ 評価委員会による法人の自己評価の検証

評価委員会は、中期計画の小項目ごとに、法人の自己評価や計画設定の妥当性も含めて総合的に検証し、達成状況について上記の4段階で評価を行うとともに、法人による自己評価と評価委員の判断が異なる場合には、その理由等を示す。

また、必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。

#### ウ 評価委員会による評価

評価委員会は、小項目ごとの評価結果と特記事項の記載に基づき、大項目ごとに進捗状況について、S、A、B、C、Dランクの5段階で評価する。

なお、法人が中期計画で設定した「重点的計画」については、小項目ごとの評価において項目数を2倍にカウントする。別紙

ランク	評 価 基 準
S	特に優れた実績を上げている。(評価委員会が特に認める場合)
A	順調に実施している。(全ての小項目がⅢ～Ⅳ)
B	おおむね順調に実施している。 (9割以上がⅢ～Ⅳ、又は、計画の進捗状況や特記事項の記載を総合的に勘案して、評価委員会が「B」相当と認める場合)
C	十分に実施できていない。(Ⅲ～Ⅳが9割に満たず、かつ評価委員会 が「C」相当と認める場合)
D	業務の大幅な見直し、改善が必要である。(評価委員会が特に認める 場合)

## ② 全体評価

項目別評価の結果を踏まえ、事業の実施状況、業務の運営状況など、法人の活動全体について記述式により評価する。

## 4 報告書の提出

報告書は、別紙様式により、毎年6月末日までに評価委員会に提出する。

## 5 評価結果

- (1) 評価結果は、法人に通知する。
- (2) 評価委員会は、必要があると認めるときは、法人に対して業務運営の改善その他の勧告を行う。
- (3) 評価委員会は、前2項における内容を知事に報告するとともに、公表する。
- (4) 知事は、前項の報告を受けたときは、その旨を議会に報告する。

## 6 評価結果の反映

- (1) 評価結果がB又はCランクの項目については、法人が自主的に業務運営の改善等の所要の措置を講ずる。
- (2) 評価結果がDランクの項目については、原則として、評価委員会は、法人に対して業務運営の改善その他の勧告を行う。

## 「重点的計画」を踏まえた評価について

愛知県公立大学法人の各事業年度の業務実績評価実施要領3、①、ウに定める重点的計画に関する評価の具体例

大項目①の中に小項目数が9項目あり、その3項目が「重点的計画」であった場合

大項目①		評価結果	重点的計画を 反映した項目数
1	小項目ア【重点的計画】	Ⅲ	2
2	小項目イ	Ⅲ	1
3	小項目ウ【重点的計画】	Ⅳ	2
4	小項目エ	Ⅲ	1
5	小項目オ【重点的計画】	Ⅲ	2
6	小項目カ	Ⅲ	1
7	小項目キ	Ⅲ	1
8	小項目ク	Ⅲ	1
9	小項目ケ	Ⅱ	1
		合計	12

以下のとおり評価結果が異なることとなる。

	重点的計画を踏まえない場合		重点的計画を踏まえた場合
小項目数	9		12
Ⅲ又はⅣの項目数	8		11
Ⅲ又はⅣの割合	$8/9 = 88.9\%$	⇒	$11/12 = 91.7\%$
大項目の評価結果	ランクC 「年度計画を十分に実施できていない。」		ランクB 「年度計画をおおむね順調に実施している。」